

かいはし

JITCO JOURNAL

10

2023.October
Vol.155

「第31回外国人技能実習生・研修生
日本語作文コンクール」入賞者発表
2023年度下半期養成講習のお知らせ

連載 外国人材の現場から
第5回 三進工業株式会社
「『技能検定』試験合格に向けた取り組み」



かいはし

JITCO JOURNAL



2023.10 Vol.155

表紙の写真:コムローイ祭り・チェンマイ(タイ)。
毎年10月から11月ごろ(旧暦12月)に行われるタイの収穫祭で、2023年は11月27日と28日に開催されます。昔は通信手段として使われていたというコムローイ(ランタン)を、豊作への感謝と各々の願いを込めて一斉に夜空に飛ばします。たくさんの橙色のコムローイが空高く舞い上がっていく景色は、幻想的で美しく圧巻です。ディズニー映画「塔上のラプンツェル」に登場するランタンのシーンのモデルとしても知られ、世界中から多くの観光客が訪れる人気の祭典です。

CONTENTS

- √ P.1 特定技能2号の対象分野が2分野から11分野に拡大
- √ P.2 〈連載 なるほど! 好事例! 外国人材の現場から〉
第5回 三進工業株式会社「『技能検定』試験合格に向けた取り組み」
- √ P.5 「技能検定」試験準備にかかる留意点
- √ P.6 寄稿 「監理団体と受け入れ企業は今から自己変革を」
信濃毎日新聞社 東京支社 報道部長 牛山健一
- √ P.8 「茨城県鉾田市における技能実習生・特定技能外国人との交流
-地域の『絆』づくりの支援に向けた萌芽的取り組み-」
東海大学 教養学部 人間環境学科 教授 万城目正雄
- √ P.10 海外情報
- √ P.11 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ P.12 「第31回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表
- √ P.14 JITCO開催の2023年度下半期養成講習のお知らせ
- √ P.16 JITCOの教材のご案内
- √ P.18 送出し国をもっと知りたい!
第1回 バングラデシュってどんな国?^{トコ}
- √ P.20 みんなでエンジョイ! レクリエーション
第2回 「ハロウィンを楽しもう!」
- √ P.22 JITCO Seminar Information

特定技能2号の対象分野が2分野から11分野に拡大

2023年6月9日、閣議決定により「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）」の変更が行われ、特定技能2号の対象分野が2分野から11分野に拡大されることになりました。

特定技能2号の外国人材の受入れ分野が拡大され、今後、日本社会に大きな影響を及ぼす可能性があります。

特定技能制度の概要

特定技能制度は、深刻化する人手不足に対応するため、2019年4月1日に創設されました。

生産性の向上等を図っても、なお人材の確保が困難な産業分野において、一定の技能を有する即戦力の外国人材を導入するための制度で、現行では介護等12分野となっています。

特定技能には1号と2号があり、1号は「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」、2号は「熟練した技能」となっています。

特定技能1号と特定技能2号の主な違い

在留期間の制限 1号は通算5年までですが、2号は制限がありません。

受入れ見込み数 1号は受入れ上限枠がありますが、2号は上限枠がありません。

家族の帯同 1号は原則として家族の帯同が認められませんが、2号は要件を満たせば家族（配偶者・子）の帯同が可能となります。

支援 1号は受入れ機関又は登録支援機関による支援対象ですが、2号は支援対象外となります。

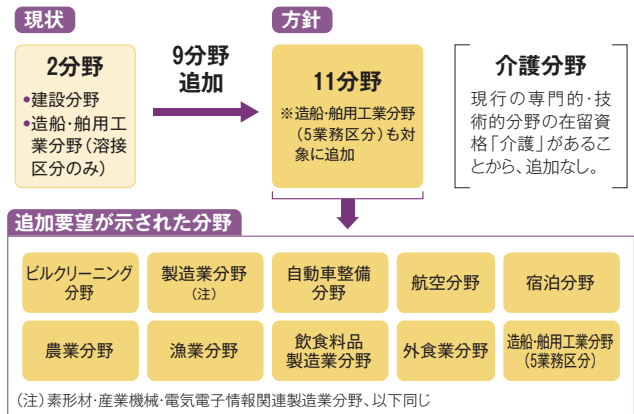
特定技能2号対象分野

これまでの、特定技能12分野のうち「建設」と「造船・船用工業分野（溶接）」の2分野のみが2号の対象でした。

追加される分野は、「介護」分野を除いた9分野と「造船・船用工業分野（溶接以外の5業務区分）」で、合計11分野となります。

「介護」分野は、特定技能2号ではなく、「介護福祉士」のための在留資格である「介護」で対応することとしています。

特定技能2号の対象分野追加の方針と必要性



特定技能2号対象分野追加のスケジュール

出入国在留管理庁では、8月31日に、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）」等を改正（同日施行）し、2号分野を追加しました。

今後、各分野を所管する省庁において、試験実施要領を定め、随時開始する予定です。

2023年秋	2号試験が開始される予定です。
2024年4月1日	制度発足5年を経過し、特定技能1号外国人が通算5年の在留期限を迎えます。
2024年4月以降	在留資格「特定技能2号」へ変更許可されます。

特定技能2号の要件

各分野別の運用方針と要領において特定技能2号の要件を定めていますので、出入国在留管理庁ホームページをご参照ください。

※出入国在留管理庁ホームページ
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領」参照
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00132.html

特定技能2号の分野拡大による影響等

▶あくまでも、予測される可能性です

- 特定技能2号は、在留期間に制限がなく、家族帯同も可能であり、かつ、現状では受入れ上限枠がないので、日本社会の構成員として定住・永住化する方向が予測されます。
- 移民の受入れ的な要素が強く、日本社会の一員として長期間にわたって生活することになるので、共生のための各種施策や社会保障、子供を含めた家族の教育機会、日本語学習の機会等の充実が求められます。

▶一方で懸念事項もあります

- 日本経済の推移によっては、外国人材が失業することもあり、転職支援等が求められます。
- 特定技能2号には受入れ上限枠がないので、特定技能2号の活用状況によっては日本人労働者と競合することもあります。
- 登録支援機関及び登録支援機関を兼ねている監理団体への影響としては、特定技能2号は、支援の対象外ですので、登録支援機関による申請等取次が困難となります。

■お問合せ先 申請支援部 企画管理課 03-4306-1125

／なるほど! 好事例!／

外国人材の現場から

第5回 「技能検定」試験合格に向けた取り組み

三進工業株式会社

プラスチック部品メーカーの三進工業株式会社（賀川映之社長、本社＝群馬県高崎市）では、続々と高いレベルの技能検定合格者（プラスチック成形職種）が誕生しています。3級を受検するほぼ全員の技能実習生が一発合格し、2級合格者も複数名います。さらには1級受検者（取材時は合格発表待ち）もいます。なぜこうした成果が得られるのか――。賀川社長と品質管理課の清水豊課長、総務課の稲垣恵大さんに話をうかがいました。

1級合格まで……高い技能水準を要求

三進工業は、技能実習生に求める技能水準を高めに設定しています。技能実習2号から3号に移行する際に、3級（学科込み）合格の実績と2級合格の見込みが求められます。3号から特定技能に移行する際にも、2級（学科込み）合格の実績と1級合格の見込みが必要です。このような高い技能水準を満たさなくても、制度上は移行できます。

賀川社長は「実習生には、帰国する際に第一線で通用する能力を持ってほしい。現地のメーカーで働いて母国に貢献してもらっても、日系企業で働いてもらってもいい。もし我が社がベトナムに進出した場合、その中核になってほしい。短いお付き合いのなかで有益な経験を積んで帰国してもらえれば『あの企業に行ってよかった』と本人や家族に思ってもらえる」と話してくれました。そのためには「将来的に特定技能2号まで活躍してほしい」との思いがあり、あえて必要最低限以上の要求を課しています。加えて、技能士として学科試験も合格しておくことは、高い技能と日本語力を兼ね備えることの証明になります。

こうして高い技術力を身につけた実習生は、自らの技能に誇りと自信を持って仕事をしています。三進工業では一連の製造が終わると責任者が最終確認を行うのですが、最終確認の権限を事実上持つ実習生が複数人います。その権限を持つ日本人社員は3、4人しかいません。機械が15台もあるなか、全工程を任せられる実習生がいることはとても助かっ

ているようです。

休日の自主訓練

三進工業では休日に自社工場で、技能検定受検のための教育を行っています。機械は24時間365日はほぼ常に稼働できる状態ですが、土日は従業員数が減るため、空いている機械が何台かあります。そこで特級や1級、2級を持つ社員にきてもらい、実習生に実技指導を行います。試験前には時間を計り、3～4時間の本試験と同じ流れで模擬試験を実施します。なぜなら技能検定は時間との勝負だからです。こうして実習生は自信を持って試験に臨めます。もちろん実技だけでなく学科の指導も行っているそうです。

三進工業の実習生は全員ベトナム人です。そのため、すでに技能検定に合格している先輩実習生が、後輩に細かい部分や微妙なニュアンスを母国語で教えてくれます。「もちろん職場では原則日本語で会話してもらいますよ。でも高度な技術の話は仕方ありませんね」と笑顔の賀川社長。

この休日の自主訓練は、強制ではありません。元は一人の実習生が「やらせてほしい」と頼んできたことがきっかけで始まったそうです。当然、指導する側の社員も、休日に会社に来て教えることになります。けれども実習生は資格手当も得られることもあり、学習し成長することに貪欲です。「ここはどうするのですか」と何回も質問してきます。彼らの熱意に日本人社員も感化されているそうです。当初日本人は入社してから2年後に、2級を受検していました（2級受検のためには、2年間の実務経験または3級合格が求められる）。しかし今まで何人もの実習生が3級に合格しているため、今では日本人も



賀川社長

入社1年以内には3級に合格して、すぐに2級の受検準備に取りかかるそうです。

高い基準に適應できる人材を採用

そもそもこのような高水準の要求に応えられる人材を確保するために、三進工業は採用面接を工夫しています。特徴的なのが、現地での面接に先輩実習生も面接官として参加する点です。実習生が採用候補者に現地語で厳しい質問をして、賀川社長が通訳にその内容を教えてもらうことも頻繁にあります。自社の教育態勢を熟知している実習生が、相手の細かい言葉遣いや反応まで読み取ってくれます。三進工業が求める技能水準は非常に高いため、独自の教育態勢に適應できる人材を採用するためには手間や費用を惜しみません。

現在、1級の合格発表を待っているヴァー・シー・ルアンさんの入国当時の同期には、とても手先が器用な実習生やすぐ日本語を覚えられる実習生がいました。一方ルアンさんは、少しずつ努力ができる人でした。滞在は8年目ですが、今では10年勤めている日本人ほどの実力があるそうです。「最初はおとなしくきちんと仕事をこなしてくれる人を採用していましたが、そうなると思欲が高い人は選べません。人材採用は奥が深い」と賀川社長。

最も重要なのは実習生のライフプラン

賀川社長は「実習生一人一人のライフプランよりも重要な



現場で話すルアン(左)さんと賀川社長

ものはありません。彼らには少しでも長く日本にいてほしいが、そう頼むわけにはいかない。日本に永住したい人もいれば、家族が帰りを心待ちにしている人もいる。選択は実習生の意思次第。誰もがいつまでもいてくれるわけではない。だからこそ日本にいううちに、将来役立つよう、高水準の技術を身につけて高いレベルの技能検定に合格してほしい」と話してくれました。「実習生には『家族のために自分が頑張るほど成長し、収入にもつながる』という意識がある。非常にモチベーションが高く助かっています」と清水課長。技能面でも意識面でも、実習生は三進工業に非常に良い影響を与えています。



三進工業で働く実習生たち。技能検定2級合格者は彼らのリーダー的存在でもある。

三進工業株式会社

1970年創業。技能実習生の受入れは2006年から開始し、累計の受入れ数は30名。従業員数は62人で、その内16人が外国人材。内訳は、ベトナム人実習生が12人、ベトナム人特定技能外国人材が2人。ベトナム人とネパールのエンジニアが1人ずつ。

Interview インタビュー

ベトナム出身の特定技能1号ヴー・シー・ルアン(32歳)さんは滞在8年目。同じくベトナム出身の特定技能1号ファム・ハイ・ダン(24歳)さんは滞在6年目。二人とも製造の全工程に対応でき、後輩実習生を引っ張っているのが、昼勤・夜勤のどちらかに必ずいなくては困る存在だそうです。ルアンさんは取材の翌日に帰国して結婚、ダンさんは夜勤明けと、忙しいなかインタビューに答えてくれました。



ヴー・シー・ルアンさん



ファム・ハイ・ダンさん

——どんなお仕事をしていますか？

ルアン、ダン「プラスチック成形のために、材料に合わせて金型を交換して、圧力や温度などの機械の設定を調整します」

——仕事をしていて楽しいことはありますか？

ルアン「新しいことを勉強するのは楽しいです」
ダン「機械の条件は何種類もあり、気温や湿度にも合わせてその都度調整します。条件を合わせて良い製品ができたうれしいです」

——技能検定は何級を持っていますか？

ルアン「学科も含めて2級です。2022年の12月と23年6月に1級を受検して、合格発表を待っています」
ダン「私も学科を含めて2級です。22年の6月に取得しました」

——休日の自主訓練のほかに、技能検定試験の勉強はどれくらいしましたか？

ルアン「仕事後疲れていないときに少しずつしました。土日に

まとめてします」

ダン「試験の半年前には、毎日少なくとも30分は勉強するようにしました」

——試験の勉強では何が大変でしたか？

ルアン「日本語が難しかったです」
ダン「日本語が苦手なので大変でした。夜勤もあり、仕事後眠いなか勉強するのも大変でした。ご飯を食べると寝てしまいますので、食事中に勉強していました」

——どうして試験の勉強を頑張れたと思いますか？

ルアン「家族のために、勉強して技能実習3号や特定技能になるのが目標だったので、頑張れました。仕事も頑張っていましたし、試験には合格したかったです」
ダン「日本語の勉強は難しくて苦手だけど、専門の仕事の勉強はやりたかったのでつらくはなかったです」

——お休みの日には何をしていますか？

ルアン、ダン「サッカーを毎週日曜日に2、3時間します。高崎市のほかの会社からも集まったベトナム人のチームに、二人とも入っています」

——日本に来て大変だったことはありますか？

ルアン「先輩実習生がいなかったのが、文化や生活に慣れるのに時間がかかりました。ずっと暑いベトナムとは違い、四季があることに驚きました」
ダン「発音が違うから、日本語が難しいです。仕事は大変じゃないけど、言葉が通じないのは大変です」

——パートナーの存在は？

ルアン「もうすぐベトナムで結婚します。1級に合格して特定技能2号になれば、日本で一緒に暮らしたいです」
ダン「私はしばらく特定技能1号で日本にいたいですが、でも彼女は実習生としての在留期間が終われば、国に帰ります。結婚したいけど、これから二人で考えます」

——将来の目標はありますか？

ルアン「プラスチック成形の会社を立ち上げたいです」
ダン「両親は早く帰って来いと言いますが、せっかく日本語もできるので、まだ日本で自分の実力を発揮したいです。ベトナムに帰ってからも知識を活かしたいので、三進工業の工場ができればそこで働きたいです」



「技能検定」試験準備にかかる留意点

現行の技能実習制度においては、技能実習生が各段階でどれくらいの技能・技術・知識を修得したかという技能評価を都度「試験」という形で行います。試験には「技能検定」「技能実習評価試験」「社内型検定」がありますが、ここでは技能実習制度の移行対象職種・作業88職種161作業のうち、55職種88作業（令和5年8月現在）の試験をカバーしている「技能検定」を例に受検の準備にかかる留意事項を見ていきましょう。

「随時」の意味

技能実習生に受検義務のある技能検定試験は、技能実習1号修了時の「基礎級」、2号修了時の「随時3級」、3号修了時までの「随時2級」があります。なぜ3級と2級には「随時」という言葉が付いているのでしょうか。

元々「技能検定」は、国内の労働者の技能と地位の向上を図る目的で設定された国家検定制度で、初回の実施は1959(昭和34)年まで遡ります。現在、日本人向けの試験は年度内で職種ごとに前期と後期に分かれ、それぞれ一定の期間内に実施されています。

一方で、技能実習生は入国時期がばらばらであり、試験実施日も、実習期間に応じて試験機関と調整して決定されるため、「随時」となっているのです。

「申請」と「受検」のタイミング

監理団体や実習実施者にとって、受検に向けてのスケジュール管理は、技能実習生の入国後、すぐに始まります。それぞれの段階での受検申請の時期と受検推奨期間は下の表を参考にしてください。このタイミングについては、技能検定以外の試験についても同様です。うっかり試験の申込みを忘れていた、という事態は受検だけでなく、その後の外国人技能実習機構や地方出入国在留管理局への各種申請、認定、許可等に影響（遅れ）が出る可能性がありますので、「随時」の実施だからこそ、技能実習生それぞれに応じた確実なスケジュール管理が求められます。

申請のタイミングと受検推奨時期

技能検定等の受検	第1号技能実習												第2号技能実習												第3号技能実習							
	1月目	~	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	1月目	~	12月目	13月目	14月目	15月目	16月目	17月目	18月目	19月目	20月目	21月目	22月目	23月目	24月目	1月目	~	12月目	13月目	~	24月目		
基礎級(初級)	申請					受検																										
随時3級(専門級)										申請									受検													
随時2級(上級)																										申請				受検		

試験情報の入手

技能検定の試験を実施するのは各都道府県の職業能力開発協会です（一部職種は民間機関が実施）。各協会は独立しているため、試験の実施方法等が全国で統一されているわけではない点に注意が必要です。まずは受検地の都道府県で、受検しようとする職種作業や等級の実施公示がなされているかの確認が必要です。次に、実技試験の出題形式を確認します。関係者にとって以前受検を経験済みの職種でも、変更になっている可能性があります。

試験実施までの準備

試験は誰でも緊張するものです。技能実習生が不安なく試験当日を迎え実力を発揮するためには、事前の準備が必要です。例えば、過去問での出題傾向の把握、トレーニングテキスト等の参考書の入手、先輩実習生からのヒアリング、本番を想定しての練習等が挙げられます。このように技能実習生の試験合格には、周囲のサポートが不可欠です。

JITCOでは、担当者として必ず知っておくべき「いつまでに何を準備・手配して、どのように指導するのがよいか」について、職種・作業や等級によって異なる試験情報の集め方や学科・実技それぞれの試験の攻略ポイントを中心にわかりやすく解説する「技能検定等受検対策セミナー」を開催しています。

2023年度下半期は2024年1月18日に開催予定です。ふるってご参加ください。

監理団体と受け入れ企業は今から自己変革を

信濃毎日新聞社 東京支社 報道部長 牛山健一

信濃毎日新聞は2021年1～6月、日本で暮らす外国人労働者や外国籍住民らを取り巻く問題を追った連載キャンペーン「五色のメビウス」^{いつついろ}を計84回にわたって掲載しました。私は取材班のデスクを務めました。連載や特集、日本政府や企業などへの提言を再構成して、22年3月、明石書店(東京)から単行本「五色のメビウス 『外国人』と ともにはたらき ともにいきる」を発刊。日本ジャーナリスト会議(JCJ)大賞、菊池寛賞を受賞しました。

都道府県別で、長野県の外国人労働者数は全国19番目。外国人労働者数に占める技能実習生の割合は全国平均よりやや高いものの、際だった特徴があるわけでもない。地方紙として、なぜ外国人労働者問題をテーマにしたのか。新型コロナ禍でさまざまなひずみがあらわになった日本社会で、最も追い込まれているのは外国人たちではないか——。予備取材でそんな「仮説」が浮かんだからでした。実際、失踪した元実習生ら約230人が長野県内の農家へ違法に派遣される事件も起きました。

地方の現場から「実態」そして「闇」を把握

私たちの連載は、まず、技能実習生、留学生アルバイト、特定技能外国人、技術・人文知識・国際業務の就労者、日系人労働者など、さまざまな在留資格の外国人が、私たちの身近な職場で働き、地域経済を支えてくれている——という現実を描きました。その上で、「涙を流している」外国人労働者が少なくないことに目を向けました。

技能実習制度の問題は連載の柱の一つです。長野県内外で実習生や元実習生、支援団体、そして受け入れ企業や農家、監理団体への取材を重ねました。他県の建設現場で賃金未払いに遭ったり、日本人同僚からの差別発言や暴力などを受けたりして失踪し、長野県内の農家にたどり着いたベトナム人男性たち。長野県内の工場で日本人の上司からのパワハラを受け、実習先の変更を試みたが、なかなか新たな職場が見つからないベトナム人女性。コロナ禍で工場の業績が悪化し、実習打ち切り通告を受けたミャンマー人女性……。過酷な労働実態を明らかにしました。

実習生を保護するはずの監理団体が適切に対応せず、む

しろ我慢を強いている例や人権侵害に加担している例すらありました。

取材班が生々しいポルタージュを書けたのは、地域に根差す地方紙としてさまざまなルートで取材先を開拓したこともあったのですが、監理団体や送り出し機関の関係者にも、私たちの報道への理解者が現れ、協力が得られたことが大きかった。「このままでは、日本に実習生が来なくなる」との危機感から、制度に潜む「闇」を証言してくれました。

多くの実習生が多額の借金を背負って来日することも、失踪の要因になっています。背景には、一部の送り出し機関が日本の監理団体や企業側に「裏金」「キックバック」を渡し、過剰な接待をしている実態があります。その費用を、実習生から受け取る「手数料」に上乗せしていることも、複数の証言に基づき、記事化しました。

一方で、私たちは、企業・農家、監理団体と実習生が、互いに思いやり、尊重し合って、働きがいのある職場をつくり、まさに「ともにはたらき、ともにいきる」を体現している例も紹介しました。高原野菜レタスの一大産地である長野県東部・川上村のある農家では、10年以上前から実習生を受け入れ、最盛期には午前1時から収穫作業を一緒にしています。決して楽な仕事ではないが、これまで一度も失踪者を出したことがありません。エアコン付きの個室の宿舎を整備。畑でも冗談を言い合い、笑顔がこぼれる。時には一緒にバーベキューをして、実習生が言いにくいことも、雇用者に話しやすい雰囲気をつくっている。この農家は「単なる労働力でなく、同じ目線に立った『仲間』として一緒に仕事をしていきたい」と話しています。



高齢者福祉施設で食事の介助をするモンゴル出身の技能実習生(右)=長野県内

有識者会議の議論も毎回記事化

私は22年4月、東京支社に赴任しました。政府の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」は同年12月14日の初会合以来、毎回、欠かさず取材して記事化しています。

技能実習制度に代わる新制度では、労働者として、人間として当たり前の権利を保障し、人権侵害を起こさないことが最も重要です。万一、人権侵害を受けた場合、直ちに救済される制度とすることが求められます。

有識者会議は、監理団体制度を存続する方向で議論を進めています。日本で暮らしたことのない、労働者として未熟な若者を受け入れるためには、支援態勢を整える必要があります。多くの委員は、その役割を引き続き監理団体が担うべきだと考えています。ただし新制度で、監理団体は「厳選」されることになりそうです。5月11日の中間報告で「現行制度下の監理団体の中には、受入れ企業等における人権侵害や不適正な就労を防止・是正できていない団体も少なくなく、そのような団体は厳しく適正化又は排除していく必要がある」「受入れ企業等からの独立性・中立性の確保や、監理・保護・支援に関する要件を厳格化する方向で検討すべきである」と打ち出しました。

戦々恐々とせず、監理団体こそが新制度の担い手、外国人労働者保護の最前線に立っていると認識を持っていたきたいと思います。

17年施行の技能実習適正化法でも、実習生の保護は監理団体の「重要な役割」とありますが、残念ながら、監理団体が実習先企業に対し「実習生への不法行為を大目に見る」（ある監理団体責任者）例が見受けられます。監理団体にとっては、収入の柱である監理費を支払ってくれる実習先企業に「ものが言いづらい」のかもしれませんが、そんな監理団体は存続できません。監理団体が受け入れ企業に対して行う定期監査や実習生への指導・相談は、おざなりでは済まされません。

有識者会議の議論で、私が最も注目しているのは「転籍制限の緩和」の具体化です。

現行の技能実習の「原則、転籍不可」は、本来の制度趣旨から離れ、人手不足にあえぐ地方の中小企業にとっては一定期間、労働力確保が見込める「ありがたい制度」（ある企業）となっています。だが、この転籍制限こそが、技能実習が「人権侵害の温床」「現代の奴隷制度」と国際的にも非難される要因になっています。

有識者会議では、自己都合の転籍も一般の労働法制と同様に1年が過ぎれば認めることが「目安」として示されたほか、受け入れ企業の人材育成にかかる費用などを踏まえ、1回に

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（厚生労働省）

2022（令和4）年10月末現在、在留資格別

	全国（人）		長野県（人）	
身分に基づく在留資格	595,207	32.7%	10,208	45.6%
専門的・技術的分野の在留資格*	400,895	22.0%	2,594	11.6%
技能実習	343,254	18.8%	5,821	26.0%
資格外活動	330,910	18.2%	882	3.9%
特定技能	79,054	4.3%	1,595	7.1%
特定活動	73,363	4.0%	1,287	5.7%
不明	42	0.0%	0	0.0%
計	1,822,725	100.0%	22,387	100.0%

※特定技能を除く

限るべきだ——といった意見も出ています。大都市への流出を抑えるため、転籍先を特定地域内に限ることの是非も今後の検討課題となります。

地方の立場からは、新制度導入で日本人ばかりか、外国人も雇用したくてもできない状況になるのは避けたい。でも、「地方に一定期間しぼる」のではなく、「大都市よりも地方で働く方がメリットがある」制度となるよう、知恵を絞ることができないでしょうか。国の関わりや、地元自治体による環境整備も重要ですが、各企業・団体の自助努力が求められています。

これまでの技能実習は、受け入れ企業と実習生の間に過度な上下関係が生じやすい構造的な問題があったと思います。「実習生は一人前の労働者でない」という意識が根底にあるのではないのでしょうか。新制度では「対等な労働者」として対応すべきです。住環境、待遇の改善も必要です。「安い、使い捨ての労働力」との意識は捨ててほしいと思います。「言葉の壁」を乗り越える努力は、雇用側にも求められます。それぞれが「外国人から選ばれる企業・職場」とならなくては、日本が「選ばれる国」でなくなります。

外国人労働者が日本の地方で、技能を修得して活躍でき、おのずと働きたいと思ってもらえる——。監理団体や受け入れ企業には、今から自己変革が求められています。それが、地方の、ひいては日本の持続的発展にもつながると思います。



信濃毎日新聞社 本社・長野市。
1873（明治6）年創刊。今年150年を迎えた。約40万部発行。デジタル配信にも力を入れ、全国で記事を読むことができます。

信濃毎日新聞社編「五色のメビウス」（明石書店刊）

牛山 健一（うしやま・けんいち）

1969年長野県生まれ、早大卒。94年入社。佐久、飯山、伊那、長野、東京で取材。2014年からデスクとして政治・選挙などを担当。「五色のメビウス」取材班デスクを務めた。22年4月から現職。

※寄稿文であることを鑑み、筆者のご意見をそのまま掲載しております。

茨城県銚田市における技能実習生・ 特定技能外国人との交流 —地域の「絆」づくりの支援に向けた萌芽的取り組み—

東海大学 教養学部 人間環境学科 教授 万城目正雄

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染
症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同等の5
類感染症に変更され、数年ぶりに技能実習生たちとの
交流活動を再開・開始するという関係者の皆様からの
声が届くようになりました。

その一つとして、農業分野で多くの技能実習生・特定
技能外国人を受け入れている茨城県銚田市で7月末に
開催された交流会に参加する機会がありました。そこ
で、本稿ではその様子とともに、同地域における技能実
習生等の受入れの経緯や今後の展望について、現地
でうかがってきたことを踏まえて報告します。

地域での交流会を通じた「絆」づくり

今回参加した交流会は、監理団体・登録支援機関
「グリーンビジネス協同組合」(茨城県銚田市)の主催に
より、7月29日に開催されました。交流会には、カンボジア
を中心に、タイ、ラオス、中国から来日した技能実習生・特
定技能外国人、受入れ事業者、そして地域の関係者が
参加。コロナ禍で希薄とならざるを得なかった「絆」を深
めるために企画されました。約200人が参加して盛大に
行われた交流会では、地引網、バーベキュー、ビーチバ
レーといったレクリエーションを通じて、外国人同士、そし
て日本人と外国人の間で親交が深められました。「コロ
ナ禍では、人と人とのつながりを持つことが難しかった。
久しぶりの楽しいイベントだった」といった声が聞かれ、
笑顔で交流する参加者の姿が印象に残りました。

外国人は日本の農業に欠かせない存在

首都圏に隣接する茨城県は「首都圏の台所」とも呼
ばれる日本有数の農業県です。そのなかでも銚田市は
市町村別の農業産出額で全国4位(2021年)。とりわけ
野菜の生産が盛んで、その産出高は2014年から21年ま

で8年連続で全国1位を誇るなど、県内のみならず全国
的にも農業が盛んな地域として知られています(出所:銚
田市資料、出典:農林水産省「市町村別農業産出額(推
計)」)。

太平洋に面した温暖な気候と肥沃な大地で、メロン、
いちご、トマト、みず菜、さつまいもなどが生産され、農業
分野を中心に、多くの技能実習生・特定技能外国人が
受け入れられてきました。

銚田市で農業に60日以上従事した世帯員、役員・構
成員(経営主を含む)数は5,151人(農林水産省、2020
年「農林業センサス」)、同市に在留する技能実習生・
特定技能外国人数は2,641人(2022年12月末現在、技
能実習1,777人、特定技能864人、出入国在留管理庁
「在留外国人統計」となっています。その多くが農業に
従事していると考えられますので、技能実習生・特定技
能外国人は地域にとって欠かせない存在になっている
といえるでしょう。



交流会BBQ会場 in 白塚海岸(川又利彦さん撮影)



技能実習生・特定技能外国人 受入れ事業者合同レクリエーション大会開会式典

交流会の開会式典で、主催者として挨拶したグリーンビジネス協同組合の塙長一郎理事長は、技能実習生らの頑張りに感謝を述べたうえで、技能実習・特定技能の両制度の在り方をめぐる政府の検討状況に触れ、「政府は中長期の雇用を可能とする制度の構築を検討しており、今後はこの地域で長く働き続けることができるように、皆さんのライフプランに沿った生活環境づくりに力を入れていきたい」と述べ、「意見を聞かせてほしい」と呼びかけました。

式典には、駐日カンボジア大使館からトゥイ・リー特命全権大使、額賀福志郎衆議院議員、国際人材協力機構東京駐在事務所の岡村陽子所長、地元からは鉾田警察署、県中小企業団体中央会が来賓として招かれました。トゥイ大使は交流会開催に感謝を述べたうえで、「技能実習生・特定技能外国人が増えるようにサポートしていきたい」と話し、参加した技能実習生らを激励しました。

これからは生活支援が大切に

農業分野の技能実習生の受入れは、施設園芸のみならず、畑作・野菜での技能実習の職種・作業追加が行われた2000年ごろから増加してきました。2002年に設立されたグリーンビジネス協同組合は、長年にわたり農家を中心に技能実習生の受入れをサポートしてきました。塙理事長は、過去20年を振り返り、「これまでは従業員の雇用経験が乏しかった家族経営の農家に、適正な労使関係・労務管理を根付かせることが課題であった。しかし、これからは中長期の雇用を通じた農業経営の安定化を図るために、①円満な労使関係・協議②やる気と積極性が生まれる職場づくり③ライフプランの説明・理解、これらが重要になると考えており、監理団体にはそのための支



交流会ビーチバレー大会 in 白塚海岸(川又利彦さん撮影)

援が求められる時代に変化する」と指摘しました。

今回の交流会を企画した経緯については「受入れ農家・事業所で行われてきた民間レベルでの国際交流(社員旅行、食事会、祭りの参加等)の枠を超えて、地域レベルで生活支援の拡充を意図した初めての試みであった」と説明しました。

農業生産が盛んな鉾田市では、技能実習生の活躍が、農業経営の規模拡大に貢献してきたといいます。さらに、農業生産の拡大は生産資材・出荷等といった関連産業への経済波及効果ももたらしています。まさに外国人の活躍が地域産業活性化の一翼を担っているといえるでしょう。その一方で、中長期の在留が可能な特定技能外国人は、鉾田市での就労経験をステップとして、都市部に転出する現象が顕著になっているため、どのように地域の魅力を高めることができるか、模索することが求められているといいます。

鉾田地区では、8つの監理団体が加盟した協議会を組織しています。地域の絆づくりに向けた今回の萌芽的な試みが、今後、地域の魅力を高める取り組みへと発展することが期待されます。

※写真はグリーンビジネス協同組合よりご提供・ご協力いただきました。御礼申し上げます。



東海大学 教養学部 人間環境学科 教授
万城目 正雄(まんじょうめ・まさお)

主な著書に「移民・外国人と日本社会」(共著、原書房、2019年)、「インタラクティブゼミナール新しい多文化社会論」(共編著、東海大学出版部、2020年)、「岐路に立つアジア経済—米中対立とコロナ禍への対応(シリーズ:検証・アジア経済)」(共著、文真堂、2021年)などがある。政府、政府機関、公益法人の委員等を務め、メディアでも発言が取り上げられている。

■フィリピンに関するアナウンス

JITCOは2023年7月6日に大阪、7月10日に東京でフィリピン人材マッチングセミナーを開催しました。セミナーにおいてフィリピン側から以下の大きな発表がありました。

1. 日本への送出しに特化した Japan deskの開設

フィリピンは日本における送出し国No.1を目指し、Japan Deskを開設すると発表しました。同国にとって特定の国専用デスクの設置は初めての試みとなります。

2. 監理団体等が契約できる送出国数の 上限緩和

現状、技能実習制度において日本の監理団体等が契約できる送出国数は原則1社、最大でも2社まで*ですが、最大5社まで緩和されると発表がありました。詳細については今後のフィリピン側からの通達待ちとなります。

※2社目が認められる条件として、直近1年間でフィリピン人実習生を50人以上受け入れている、もしくはこれから同規模の雇用をオファーできること(介護の場合は25人)が必要となります。

上記発表によりフィリピンからの人材送出しの促進や、受入れ手続きの簡素化などが期待されます。詳細はホームページにて追ってご連絡します。



大阪セミナーの様子



東京セミナーの様子

■バングラデシュ・フィリピン出張

JITCOは2023年6月3日～9日にバングラデシュ・フィリピンへ出張しました。バングラデシュでは、バングラデシュ海外居住者福利厚生・海外雇用省と協議を行い、新たに討議議事録(Record of Discussion:R/D)を締結しました。今回の改訂R/Dでは新たに特定技能制度での協力関係を明記したほか、人権デューデリジェンスの遵守についても言及されています。また、送出国向けセミナーなどを行いました。

フィリピンでは送出国3連合との協議を行い、フィリピン人材の送出しについての意見交換や技能実習制度の制度改定などについて説明を行いました。

■パキスタン外相来日 特定技能制度による受入れ促進で一致

2023年7月1日～4日にパキスタンのピラーワル・ブット・ザルダリ外相が来日し、岸田文雄首相や林芳正外相と会談を行いました。林外相との会談では特定技能制度でのパキスタン人材の受入れを促進することで一致しており、今後同国出身の人材が増加することが期待されます。パキスタンは技能実習制度においても、今年1月にコロナ禍後初めてとなる実習生が入国しています。

■お問合せ先

国際部 国際第二課 03-4306-1151

外国人材の受入れに関する Q&A

10月には、特定技能制度において特定技能所属機関、登録支援機関ともにそれぞれ第3四半期の「受入れ・活動状況」「支援実施状況」に係る届出書の提出月です。今回は定期届出のなかでも特にお問合せの多い書式について取り上げます。また、継続的に行政機関から注意喚起がなされている技能実習生の妊娠に関する質問、最後に監理団体の業務の運営に係る規程の公表に関する質問について回答します。

Q1

我が社（特定技能所属機関）の給与は月末締め翌月払いです。「特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況（参考様式第3-6号（別紙）」にはどのように記載したらよいでしょうか。

A1

「特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況（参考様式第3-6号（別紙）」には、届出対象期間中に在籍する特定技能外国人について、活動日数や報酬の支給総額等を記載します。そのうち、報酬の支払状況については、届出対象期間の各該当月に実際に支払われた報酬を記載します。

例えば、7月から9月の間の状況を記載する場合、7月（6月1～30日就労分）・8月（7月1～31日就労分）・9月（8月1～31日就労分）に実際に支払われた支給総額等を記載します。この場合、該当月の活動日数と報酬の支払額が対応していなくても差し支えありません。

特定技能制度の届出については、入管庁のホームページに提出資料一覧表やQ&Aなどもありますので併せてご確認ください。

「特定技能制度に係る届出手続」

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html



Q2

技能実習生から妊娠を打ち明けられました。どうしたらよいでしょうか。

A2

技能実習生の妊娠がわかりましたら、技能実習生に認められる権利等（妊娠中・出産後の配慮、支援制度等）を技能実習生に説明し、技能実習生と実習実施者、監理団体等で、今後の実習継続や、日本での出産を希望するか、帰国の有無、実習予定等を相談してください。話し合いの結論に沿ったサポートが必要になります。

妊娠・出産等を理由とした技能実習生の解雇や

不利益な取扱いは法律で禁止されています。技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合、また、その場合に監理団体がそれを知りながら何ら措置を講じなかった場合は、技能実習計画の認定取消しや監理団体の許可の取消しの対象になります。

妊娠・出産のため、一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者のもとで技能実習を再開する場合には、技能実習計画の変更認定申請を行ってください。

そのほか、技能実習生の妊娠・出産に関する手続きやリーフレット等については、以下のwebページをご確認ください。

「技能実習生の妊娠・出産について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00033.html



Q3

監理団体の業務の運営に係る規程を、インターネットで公表しなければならないとのことですが、全ての監理団体で行わなければいけないのでしょうか。

A3

2023年4月1日の運用要領改正により、6月以降は、原則、監理団体の業務の運営（監理費の徴収を含む）に係る規程を、事業所内のみならず、インターネットを利用して公表しなければなりません。ただし、人員体制や保有する設備等からホームページを開設することができない程度に監理団体の事業規模が著しく小さい場合や、ホームページの整備のための準備を進めているが整備するのに一定の時間を要する等、具体的な事情を説明できる場合は、引き続き監理団体の事業所内へ掲示することとしても差し支えないとされています。

■お問合せ先

実習支援部 相談支援課 03-4306-1160

「第31回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール」入賞者発表

JITCOは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するために様々な事業を展開しています。日本語作文コンクールはその重要な活動の一つで、今年31回目を迎えました。

自由なテーマで綴られた応募作品1,177編のなかから、最優秀賞、優秀賞、優良賞を選出しましたのでお知らせいたします。本コンクールに挑戦された技能実習生の皆様と、指導にあられた監理団体・実習実施者等の皆様に、心より敬意と感謝の意を表します。



1 応募状況

応募総数 1,177 編

国籍別内訳推移(単位:編)

国籍/年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度
ベトナム	353	394	1,264	1,671	1,484
インドネシア	342	249	395	349	200
中国	134	189	468	580	621
ミャンマー	109	35	106	110	110
フィリピン	92	89	166	73	43
モンゴル	80	92	77	97	40
カンボジア	39	24	39	19	34
タイ	19	13	71	35	23
インド	5	7	3	30	0
スリランカ	4	1	4	0	0
ウズベキスタン	0	1	1	5	0
キルギス	0	0	4	0	1
バングラデシュ	0	0	0	2	0
マレーシア	0	0	2	0	0
合計	1,177	1,094	2,600	2,971	2,556

2 審査過程

審査は、3段階で行いました。

- ◆ 第一次審査: JITCO 職員が担当し、内容と日本語能力の観点から上位35編を選出しました。
- ◆ 第二次審査: JITCO 役員5名による総合評価に基づき、最終審査に進む20編と佳作15編を選出しました。
- ◆ 最終審査: 外部有識者を含む5名の最終審査委員が審査にあたり、審査委員会における協議を経て、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞12編を選出しました。

最終審査委員(敬称略)

- 委員長 関口 明子 公益社団法人国際日本語普及協会 会長
- 委員 坪田 秀治 日本商工会議所 参与
- 委員 阿部 博司 一般社団法人日本経済団体連合会 席主幹
- 委員 八木 宏幸 公益財団法人国際人材協力機構 理事長
- 委員 杉浦 信平 公益財団法人国際人材協力機構 専務理事

第31回日本語作文コンクール入賞者一覧



最優秀賞(4人)

氏名	作品名	国籍/職種	実習実施者	監理団体
INFANTE JORDAN REY ORINES	マノ ポ	フィリピン/ 配管	中井エナジーテック株式会社	協同組合 エム・ビー・エイ産業振興
I GUSTI AYU AGUNG BINTANG PUTRI PUSPITANING TYAS	ミスからの成長	インドネシア/ 機械検査	株式会社桐谷鉄工	エース事業協同組合
NGUYEN THI THANH THUY	見つけた！苦手に効く薬を	ベトナム/ 介護	株式会社ツクイ	協同組合企業交流センター
KALENGTA KILAMSILIU	“ドアを開けて、部屋にいて！”	インド/ 介護	医療法人社団誠馨会	協同組合 BM サポートセンター



優秀賞(4人)

氏名	作品名	国籍/職種	実習実施者	監理団体
RINA ENKHBILEG	私のやりたいこと	モンゴル/ 介護	西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	公益財団法人国際労務管理財団
MUNKHBAYAR ARIUNSUVD	ルールを守り温かな日本の 人々	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	九州ネット協同組合
ENKH AMGALAN CHIMDTSEREN	真冬に輝くホテル	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	九州ネット協同組合
TRAN THI HONG TUOI	困難を乗り越えるカギ	ベトナム/ 介護	株式会社ツクイ	協同組合企業交流センター



優良賞(12人)

氏名	作品名	国籍/職種	実習実施者	監理団体
NGUYEN PHUNG VAN	特別じゃない。だから…	ベトナム/ 機械加工	シバタ精機株式会社	福岡素形材産業協同組合
NGUYEN THI THUY LINH	気になる気	ベトナム/ 電子機器組立て	松井電器産業株式会社	モノづくり事業協同組合
SAEPUL ABDUL AJIS	おばあちゃん見えますかー	インドネシア/ 印刷	株式会社にしばた	協同組合若越
DO THI NHU	私の仕事	ベトナム/ 介護	社会医療法人蘇西厚生会	中部中小企業共栄会協同組合
閻 赫	つかみ取りたい光	中国/ 電子機器組立て	パナソニックエレクトリック ワークス電材三重株式会社	ELC 事業協同組合
NGUYEN THI HAI YEN	10年後の自分への手紙	ベトナム/ パン製造	山崎製パン株式会社	すずらん協同組合
WAI WAI SOE	新しい夢探し	ミャンマー/ 電子機器組立て	パーソルファクトリー パートナーズ株式会社	ジェー・オー・ピー協同組合
NURAINI	拝啓 私の家族	インドネシア/ 介護	社会福祉法人光生会	協同組合ケアサポート瑞穂
PHAM THU HANG	「おはようございます」	ベトナム/ 電子機器組立て	テクノセンター株式会社	モノづくり事業協同組合
NGUYEN THI MINH THO	自由と自立	ベトナム/ めっき	東電化工業株式会社	いわきビジネスサポート事業 協同組合
LE THI THUY DUNG	たくさんの「ありがとう！」	ベトナム/ 溶接	平本産業株式会社	デジタル共販事業協同組合
RAMLAN RIANSYAH	私を一番理解してくれる人	インドネシア/ 工場板金	檜工業株式会社	公益社団法人日本・インドネシア 経済協力事業協会

JITCO開催の2023年度下半期養成講習のお知らせ

技能実習の監理団体の監理責任者・外部役員等の皆様や、実習実施者の技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の皆様に受講いただく養成講習について、JITCOでは2023年度下半期（2023年10月～2024年3月）はこちらのスケジュールで開催を予定しています。ぜひご活用ください。

オンライン

監責 2023年 10月27日	技責 2023年 10月31日	技指 2023年 11月14日
11月22日	11月21日	生指 2023年 10月30日
12月5日	12月19日	12月4日

※オンライン（4講習）は2024年1～3月も開催を予定しています。日程が確定次第、公表いたします。

四国エリア

監責 2023年 11月14日	高知県 高知県建設会館（高知）
技責 2023年 11月16日	高知県 高知県建設会館（高知）
2024年 2月8日	愛媛県 テクスポート今治（今治）
技指 2023年 11月15日	高知県 高知県建設会館（高知）
2024年 2月9日	愛媛県 テクスポート今治（今治）
生指 2023年 11月17日	高知県 高知県建設会館（高知）
2024年 2月7日	愛媛県 テクスポート今治（今治）

九州エリア

技責 2023年 10月26日	沖縄県 沖縄県青年会館（那覇）
11月9日	宮崎県 宮崎県婦人会館（宮崎）
技指 2023年 10月25日	沖縄県 沖縄県青年会館（那覇）
11月8日	宮崎県 宮崎県婦人会館（宮崎）
生指 2023年 10月27日	沖縄県 沖縄県青年会館（那覇）
11月10日	宮崎県 宮崎県婦人会館（宮崎）

養成講習のお申込みはJITCOホームページ

🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training/> から

※お申込み開始日は同ホームページ等で講習ごとにご確認ください。

※10月開催分についてはすでにお申込み受付を終了しているものもありますのであらかじめご了承ください。

※上記スケジュールに記載のない養成講習についても、追加開催する場合があります。最新情報はJITCOホームページでご確認ください。

※受講料は次の通りです。

オンライン JITCO賛助会員8,000円、一般16,000円
 対面(会場)型 JITCO賛助会員8,000円、一般12,000円
 (1名あたり、消費税10%込)



中国エリア

監責 2023年 10月16日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
11月7日	山口県 山口県教育会館（山口）
2024年 1月29日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
2月6日	岡山県 岡山商工会議所（岡山）
技責 2023年 10月12日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
11月9日	山口県 山口県教育会館（山口）
2024年 1月25日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
2月8日	岡山県 岡山商工会議所（岡山）
3月14日	広島県 備後地域地場産業振興センター（福山）
技指 2023年 10月11日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
11月8日	山口県 山口県教育会館（山口）
2024年 1月24日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
2月7日	岡山県 岡山商工会議所（岡山）
3月13日	広島県 備後地域地場産業振興センター（福山）
生指 2023年 10月13日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
11月10日	山口県 山口県教育会館（山口）
2024年 1月26日	広島県 広島清水ビル5階 会議室（広島）
2月9日	岡山県 岡山商工会議所（岡山）
3月15日	広島県 備後地域地場産業振興センター（福山）

近畿エリア

監責 2023年 10月17日	和歌山県 フォルテワジマ（和歌山）
11月10日	奈良県 奈良県コンベンションセンター（奈良）
11月28日	滋賀県 ピアザ淡海（大津）
技責 2023年 10月19日	和歌山県 フォルテワジマ（和歌山）
11月8日	奈良県 奈良県コンベンションセンター（奈良）
11月30日	滋賀県 ピアザ淡海（大津）
技指 2023年 10月18日	和歌山県 フォルテワジマ（和歌山）
11月9日	奈良県 奈良県コンベンションセンター（奈良）
11月29日	滋賀県 ピアザ淡海（大津）
生指 2023年 10月20日	和歌山県 フォルテワジマ（和歌山）
11月7日	奈良県 奈良県コンベンションセンター（奈良）
12月1日	滋賀県 ピアザ淡海（大津）

養成講習の種類

〈監理団体向け〉

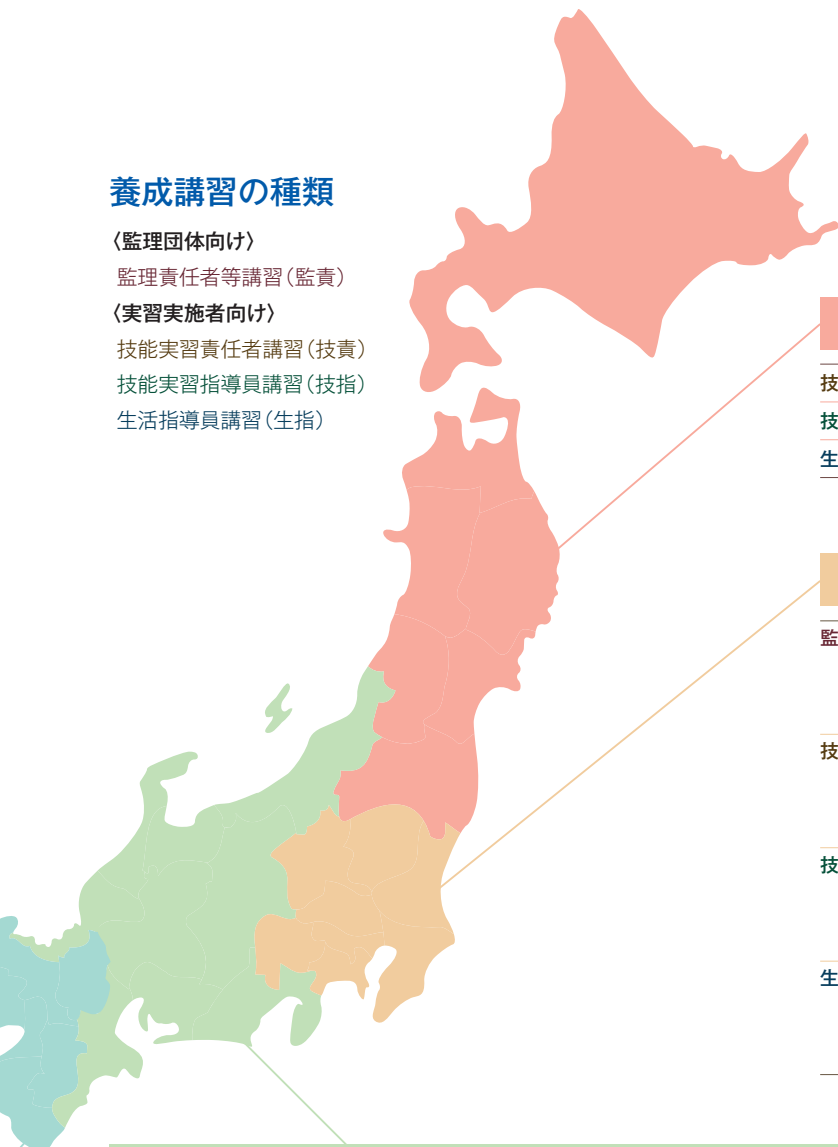
監理責任者等講習(監責)

〈実習実施者向け〉

技能実習責任者講習(技責)

技能実習指導員講習(技指)

生活指導員講習(生指)



北海道・東北エリア

技責	2023年	11月1日	秋田県	フォーラム・アキタ(秋田県労働会館)	(秋田)
技指	2023年	10月31日	秋田県	フォーラム・アキタ(秋田県労働会館)	(秋田)
生指	2023年	11月2日	秋田県	フォーラム・アキタ(秋田県労働会館)	(秋田)

関東エリア

監責	2023年	10月10日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
		10月17日	栃木県	栃木県総合文化センター(宇都宮)
		11月14日	山梨県	山梨県JA会館(甲府)
技責	2023年	10月12日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
		10月19日	栃木県	栃木県総合文化センター(宇都宮)
		11月16日	山梨県	山梨県JA会館(甲府)
技指	2023年	10月11日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
		10月18日	栃木県	栃木県総合文化センター(宇都宮)
		11月15日	山梨県	山梨県JA会館(甲府)
生指	2023年	10月13日	東京都	JITCO本部会議室(港区)
		10月20日	栃木県	栃木県総合文化センター(宇都宮)
		11月17日	山梨県	山梨県JA会館(甲府)

中部・北陸エリア

監責	2023年	10月12日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
		10月20日	石川県	金沢商工会議所会館(金沢)	
		10月24日	長野県	JA長野県ビル(長野)	
		11月9日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
		11月22日	富山県	JITCO富山駐在会議室(富山)	
		12月7日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
		2024年	1月17日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)
		2月8日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
		3月7日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
		技責	2023年	10月11日	愛知県
10月11日	富山県			JITCO富山駐在会議室(富山)	
10月18日	石川県			金沢商工会議所会館(金沢)	
10月23日	愛知県			JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
10月26日	長野県			JA長野県ビル(長野)	
11月8日	愛知県			JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
11月21日	富山県			JITCO富山駐在会議室(富山)	
11月22日	愛知県			JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
12月14日	愛知県			JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
12月21日	富山県			JITCO富山駐在会議室(富山)	
2024年	1月16日			愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)

技責	2024年	1月18日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		2月7日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		2月20日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		3月6日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		3月18日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		技指	2023年	10月12日	富山県	JITCO富山駐在会議室(富山)
				10月19日	石川県	金沢商工会議所会館(金沢)
				10月24日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)
10月25日	長野県			JA長野県ビル(長野)		
11月20日	富山県			JITCO富山駐在会議室(富山)		
12月8日	愛知県			JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
12月20日	富山県			JITCO富山駐在会議室(富山)		
2024年	2月21日			愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
生指	2023年	10月17日	石川県	金沢商工会議所会館(金沢)		
		10月27日	長野県	JA長野県ビル(長野)		
		11月21日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		12月15日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)		
		12月22日	富山県	JITCO富山駐在会議室(富山)		
		2024年	1月19日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)	
3月19日	愛知県	JITCO名古屋駐在会議室(名古屋)				

JITCOの教材のご案内



技能実習レベルアップシリーズを拡充しました

技能実習レベルアップシリーズは、職種別の専門分野について解説したテキストです。日常の実習や作業時のテキストとして、予習や復習など自習用テキストとして、技能を評価する試験などの受検勉強用テキストとして活用してください。日本で働く外国人ばかりでなく、初めてこの作業に従事する日本人の学習用としてもご利用いただけます。

新刊本 技能実習レベルアップ シリーズ 7-N 水産加工食品製造 [生食用加工品]

定価:1,980円(本体1,800円+税10%) (賛助会員は3割引)
B5判 79ページ

この本は、水産加工食品製造業のうち生食用加工品製造作業で行う標準的な作業内容や手順、注意点などをコンパクトにまとめています。できるだけたくさんの図や写真、イラストを使い、漢字には「読み仮名」をつけました。

加工品の概要から製造法、必要な機械・器具、原料、副資材、製品品質、製品の種類などで章を分けて、詳細に説明しています。最後に練習問題を掲載しており、受検対策にも活用していただけます。練習問題は「初級」「専門級」「上級」に分かれています。

今回の新刊書は「7-N」です。「N」は生食の頭文字です。今後、水産加工食品製造業の各作業にシリーズを展開していく計画です。



新刊本 技能実習レベルアップ シリーズ 8 機械加工(数値制御旋盤・マシニングセンタ)

定価:4,400円(本体4,000円+税10%) (賛助会員は3割引)
B5判 281ページ

技能実習レベルアップシリーズでは第2弾で「機械加工(普通旋盤・フライス盤)」をラインアップしています。お待たせしました。今回は、数値制御(NC)盤とマシニングセンタについて解説した新刊書になります。

NC工作機械の概論から始まり、「言語とプログラム」「加工の実習」などを学びます。また、マシニングセンタについては、その基礎から加工実習などを学びます。

技能検定の実技試験対策が充実しており、「基礎級」と「随時3級」を中心に説明しています。



ミャンマー語も新登場

「日本の生活案内」が一部、新しくなりました

初めて日本で暮らすことになる外国人技能実習生の生活ガイダンスや特定技能外国人の方への生活オリエンテーション等で活用していただき、ご好評をいただいているJITCOの「日本の生活案内」。日本の生活にいち早く適応するために最低限、知らなければならない様々な情報を日本語(左ページ)と母国語(右ページ)との対訳形式でまとめています。例えば、住宅の利用の仕方や食事のエチケット、ゴミの出し方、ショッピング時の注意、一般的な交通ルールや自転車の正しい乗り方などの生活ルールや社会マナーを、カラーのイラスト・写真を多用して具体的に紹介しています。また、病気になったとき、病院で症状などを説明する際に便利な患部別の用語や病気症状の応答文を約200例収録しています。

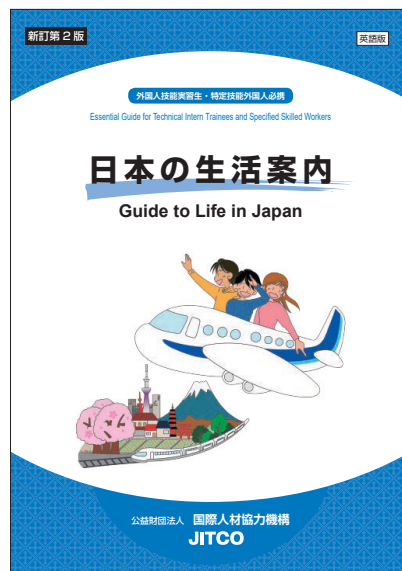
今回の内容一部改訂では、技能実習生や特定技能外国人の方が利用することの多い自転車の乗り方について、ヘルメットの着用義務化など新しい交通ルールに則って説明しています。これに対応して、イラストも変更しました。

このたび、「ミャンマー語」を全面刷新して新訂版に切り替えました。また、英語版とタイ語版では交通安全に関する記述を中心に、最新のルールに沿って書き換えました。

これにより、新訂版は10カ国語版(中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、フィリピン語、カンボジア語、モンゴル語、ウクライナ語、ミャンマー語)のラインアップとなりました。言語によって価格が異なりますので、購入時にはご注意ください。「JITCO 教材オンラインショップ」では言語ごとに自動で価格が変わる仕組みになっています。



【ミャンマー語版】



【英語版】



【タイ語版】

《定価》

中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、フィリピン語版	2,530円(本体2,300円+税10%)
カンボジア語版、モンゴル語版	2,750円(本体2,500円+税10%)
英語版、タイ語版	2,860円(本体2,600円+税10%)
ウクライナ語版	3,300円(本体3,000円+税10%)
ミャンマー語版	3,740円(本体3,400円+税10%)

教材の詳細とご注文

JITCO 教材オンラインショップ <https://onlineshop.jitco.or.jp/>

送出し国をもっと知りたい!

バングラデシュって どんな国?

第1回
BANGLADESH

今、注目したい送出し国をピックアップ! 基本情報や国民性、文化や受入れ状況など様々な情報をお届けします。新たな人材受入れの参考にしてみたいはかがでしよう? 第1回に取り上げるのは、親日の国、バングラデシュです。



- 正式国名
バングラデシュ人民共和国
- 首都 ダッカ
- 人口 1億6,935万人
- 面積 14.7万km²
(日本の約40%)
- 民族 ベンガル人
(※少数民族も存在)
- 言語 ベンガル語
- 宗教 イスラム教(約90%)
- 時差 日本時間から-3時間
- 通貨 タカ(1タカ=1.3円)

パハルプールの仏教寺院遺跡群

世界遺産に指定されている、8世紀半ばから9世紀ごろの仏教寺院遺跡群。ソーマブラ大僧院の巨大遺跡が特に有名で、レリーフを施したテラコッタ(素焼きの粘土板)がたくさん見られます。



世界遺産



世界遺産

バゲルハットのモスク都市

15世紀前半に数百のモスクが建設されたバゲルハット。現在も当時のモスクが数多く残る世界遺産のモスク都市です。「60のドームを持つモスク」という意味の「シャイト・コンブス・モスク」が有名。



世界最長の浜辺 コックスバザール

連続した浜辺としては世界最長のビーチ、コックスバザール。国民や観光客の憩いの場所になっています。



世界遺産

シュンドルボン国立公園

世界最大のマングローブ林が繁り、ベンガルトラやイリエワニ、ガンジスカワイルカなどの希少動物が生息している世界自然遺産の国立公園です。運が良ければベンガルトラに遭遇できるかも!?

2041年までに先進国になることを目指して

南西アジア・インドの東に位置した国、バングラデシュ。その国名は、ベンガル語で「ベンガル人の国」を意味しています。イギリス統治下のインド帝国が、インドとパキスタンに分離独立し、さらにパキスタンの東西内戦を経て、1971年に独立を勝ち取り誕生した国です。

バングラデシュといえば、日本の国旗と色違いの、緑地に赤丸の国旗を思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか? これは偶然ではなくて、親日家だった初代大統領で現首相の父ムジブ

ル・ラーマンが、日本の高度成長を手本にしたいとあえて真似たものでした。国旗が風になびいたときに赤丸が中央に見えるように、若干左寄りに配置されています。ちなみに緑は豊かな大地を、赤は太陽と独立のために流れた血を表していると言われています。

首都のダッカは、世界で一番人口密度が高く、混沌とした都市です。ムガル帝国時代から続く旧市街オールド・ダッカや老若男女がひしめくマーケットがある一方で、近代建築の巨匠が設計した

モダンなデザインの国会議事堂がそびえ立つ——。様々な顔を持ちながら、政治・経済・文化・教育の中心地として発展を続けています。

国の産業を支えているのは衣料品・縫製品産業や農業で、特に衣料品・縫製品は輸出の90%近くを占めています。日本はもちろん世界中の人々が有名アパレルを通して、バングラデシュ製の品を身に着けているのではないのでしょうか。近年はIT産業も伸びており、さらに貧困等の社会問題に挑むソーシャルビ



＼ 祖国について教えてください！ /

Bangladesh出身 アベディンさんに聞く 10の質問



モハンマド・ジョイナル・アベディンさん
駐日 Bangladesh大使館 一等書記官

Q1 Bangladeshの自慢できるところは？

A1 Bangladeshの文化遺産、社会的・宗教的調和、芸術、文学を誇りに思っています。そして、母国語を誇りに思っています。私たちは世界で唯一、母国語の尊厳のために戦い、犠牲を払ってきた国だからです。

Q2 Bangladesh国民の性格・特徴は？

A2 とてもフレンドリーで心優しく、特に外国人をもてなすことに喜びを感じる人が多いですね。また、食事は伝統的に手で食べます。

Q3 母国で話題になっているニュースは？

A3 Bangladeshは、Covid-19やロシア・ウクライナ戦争による不確実な情勢のなかでも長年にわたって成長・発展してきました。そのかいあって、2026年に国連の後発開発途上国からの卒業が決定しているので、それが大きな話題です。

Q4 国民の間で流行しているカルチャーは？

A4 “Bengali New Year celebration (ベングル歴の正月)”。あらゆる社会階層や宗教の人々が、この機会に催される色とりどりの行事を一緒に楽しむ一大イベントなんですよ。

Q5 日本人に食べてもらいたい Bangladesh料理は？

A5 カッチ・ピリヤニという料理 (スパイスを使った羊肉の炊き込みご飯) をぜひ食べてほしいですね。南アジア料理に欠かせないもので、Bangladeshではいくつかのバリエーションが作られています。



Q6 Bangladesh語で好きな言葉は？

A6 ভাবিয়া করিও কাজ, করিয়া ভাবিও না (Bhabiya koriyo kaaj, Koriya bhabiyon na)- 「行動する前によく考えよ」という意味の言葉です。

Q7 日本に対する印象を教えてください。

A7 子供のころ、小学校で日本と日本人についての物語を読んだときに、日本に対して

とてもポジティブな印象を受けました。それから奨学金制度を利用して日本に留学もしました。日本の文化はとてもユニークで、日本人はとても誠実で礼儀正しく、親切だと感じています。

Q8 Bangladeshと日本で似ているところは？

A8 単一国家であることや政治体制、国旗のデザイン、米が主食であること、日本語とベングル語の文法構造など、多くの共通点がありますね。

Q9 逆に、Bangladeshと日本で全く違うことは？

A9 Bangladesh人はよく初対面の人に年齢、職業、給料を聞きますが、私は初対面の日本人からそのような質問を受けたことはないです。

Q10 日本人に対してメッセージをお願いします。

A10 Bangladeshと日本の外交関係は、年々強固になっています。Bangladeshには海外に送り出せる数百万人の若者がいて、日本の労働力不足は日増しに深刻化しているため、両国はwin-winな関係にあります。日本の産業・企業には、両国の利益のために、多くのBangladesh人材を雇用していただきたいと思います。2023年9月1日より、ダッカ-成田直行便 (直行6時間半予定) が就航しています。日本の皆様にはBangladeshを訪問していただき、Bangladesh人の日本に対する愛情や思いを、ぜひもっと知っていただきたいですね。

ジネスも注目されています。

日本は西欧諸国に先駆けてBangladeshを早くから支援し、2022年に国交樹立50周年を迎えました。長い期間の支援があったからこそ、かの国にとりわけ親日家が多いのもうなずけます。

Bangladeshは、貧困から抜け出して2041年までに先進国になることを目指しており、着実にその階段を上りつつあります。彼らが将来的に日本人にとって、頼もしいパートナーとなることは間違いありません。

JITCO国際部 担当者からひとこと



Bangladeshは若く豊富な人材を有しているだけでなく、親日的な国で、最近では新たに受入れを考えている方から多くの問合せをいただいています。今年2月から特定技能制度の技能試験も開始され、今後Bangladesh人材の増加が期待されます。

二国間協力覚書の状況: 技能実習 2018年3月27日 特定技能 2019年8月27日

送出機関数: 71 (2023年7月時点)

受入状況: 直近5年間の入国者数・在留者数推移

入国者数

	2019	2020	2021	2022	2023 (~5月)
技能実習	95	84	0	334	233
特定技能	0	0	0	3	7

在留者数

	2018	2019	2020	2021	2022
技能実習	110	166	211	178	451
特定技能	-	2	7	37	140

Bangladeshについてもっと詳しく知りたい方は



みんなでエンジョイ! レクリエーション

Let's enjoy recreations

技能実習生や特定技能外国人の皆さんとコミュニケーションを積極的に取ること
は、職場の環境向上のために欠かせない大切な活動です。彼らと一緒にイベントや
レクリエーションを体験して、親交を深めませんか? このコーナーではみんなで
楽しめるおすすめイベントやレクリエーションをご紹介します。第2回の
おすすめはハロウィン・パーティーです。



第2回 ハロウィンを楽しもう!

コスプレ&ホラーメイクでハロウィン気分を満喫!

クリスマスやバレンタインと並んで、
今や国民的行事としてすっかり定着
したハロウィン。10月31日、仮装した
若者たちが繁華街に集まる様子は
毎年おなじみの光景です。

もともとは2000年以上前の古代ケ
ルト人の収穫祭が起源で、10月31日
は先祖の霊がこの世に戻ってくる日
でした。先祖と一緒に悪霊もやってく
ると信じられていたため、身を隠そう
と仮面をつけて変装したのが、ハロ
ウィンの仮装の始まりと言われてい

ます。

その後、子どもたちが魔女やオバ
ケの仮装をして「トリックorトリート(い
たずらかお菓子か)」と言いながら、
家々をめぐってお菓子をもらうファミ
ー行事となり、大都市などで行われる
仮装パレードとともに、アメリカをは
じめとした世界各地に広がりました。

日本で定番の行事となったのは、
有名テーマパークなどで大々的にハ
ロウィンイベントが行われるようにな
った1990年代後半あたりから。その規

模はどんどん大きくなり、今では全国
各地で仮装コンテストが行われたり、
仲間とハロウィン・パーティーを開いた
りと、みんなで盛り上げられる一大イベ
ントとなりました。

コスプレやホラーメイクの楽しさも
あって、ハロウィンは若い世代に特に
人気ようです。実習生たちといっし
よにハロウィン・パーティーを開いて、
普段とは違った装いに身を包み、み
んなでハロウィンを楽しんでみてはい
かがでしょうか?

ハロウィン・パーティーに 絶対欠かせない3アイテム

1 仮装



定番の魔女やゾンビなどのホラー系か
ら、アニメキャラなどのコスプレ系
まで、仮装とメイクでいつも
と違う自分に変身!

2 ジャック・ オー・ランタン



ハロウィンの飾りといえばカボチャの
ジャック・オー・ランタン。これがあ
るだけでハロウィン感が一
気に増します。

3 お菓子& 料理



トリックorトリート用のお菓子も必要だ
けど、パーティーの楽しみといえば
料理や飲み物。手作り料理を持
ち寄るのもいいかも。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第32巻155号

発行日 2023年(令和5年)10月1日

発行 公益財団法人 国際人材協力機構 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1116

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>

※本誌掲載の記事・画像等を無断で複写・複製・転載することを禁じます。



特定技能外国人、外国人技能実習生を受け入れる体制作り 割安な保険料・充実した補償の保険

特定技能外国人、外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
 在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
 国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。
- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
 自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**〈示談交渉サービス付〉**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
 公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額				保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救護者費用	滞在期間12か月 (※治療費用100%補償1ヵ月付帯)
死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	13,810円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	17,910円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	21,460円
5	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3億円	300万円	14,800円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	11,430円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	11,130円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	17,650円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 (注3) 治療費用100%補償期間は1ヵ月以外もございませう。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項のご説明」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
 三井住友海上（幹事会社）、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和



この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703
<http://www.k-kenshu.co.jp/>



随時受付中

WEB募集は **k-kenshu.net** はこちらから



JITCO Seminar information

JITCOの各種セミナーのご案内

JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。



セミナーカレンダー

日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
10月	2日(月) } 6日(金) 【録画セミナー】技能実習生受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部にて録画	講習業務部業務課	03-4306-1138
	5日(木) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	13日(金) 技能実習生向け技能検定等受検対策セミナー	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	20日(金) 日本語指導担当者セミナー(教室活動編)	JITCO東京本部	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	25日(水) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	27日(金) 特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
11月	27日(月) } 12月1日(金) 【録画セミナー】特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部にて録画	講習業務部業務課	03-4306-1138
	17日(金) 日本語指導担当者セミナー(基礎知識編)	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
12月	5日(火) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談支援課	03-4306-1160
	8日(金) 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	13日(水) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	15日(金) 技能実習生受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
	15日(金) 技能実習生受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138

※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細はP14～15下半期養成講習セミナーのページをご覧ください。

※2023年8月23日時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

※ はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

各種セミナーの詳細とお申込みは、こちらから

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>